

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和2年度）

法人名	高圧ガス保安協会	根拠法令名	高圧ガス保安法	(昭和61年10月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	<p>目的：高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガス保安に関する検査等の業務を行うこと。</p> <p>業務内容(主なもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高圧ガスの保安に関する技術基準の作成及び普及、研究開発、調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供 2. 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申 3. 詳細基準が性能基準を満たしているかどうかについての審査 4. 高圧ガスの製造及び販売等に必要の義務講習及び資格試験の科目免除等の各種法定講習の実施 5. 完成検査、保安検査、輸入検査、容器検査、附属品検査、特定設備検査その他高圧ガス保安に関し必要な検査等の実施 6. 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る調査 7. 冷凍機器の試験 8. 指定設備の認定、認定指定設備の移設に係る調査 9. 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく製造及び販売等に係る試験事務及び免状交付事務の実施 10. 大臣認定に係る特定案件事前評価、詳細基準事前評価 <ol style="list-style-type: none"> 10.1. 認定試験者に係る確認調査 10.2. 高圧ガスの保安に関する各種講習、講演等の教育活動の実施 10.3. 液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定 10.4. 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び目的達成のための業務 10.5. その他協会が行うことが適切であるとして大臣の認可を受けた業務 <ol style="list-style-type: none"> ①協会が有する機械設備又は技術を活用して行う検査、検定試験等 ②高圧ガスの保安に関する業務を実施する法人への出資及び出捐 ③高圧ガスの保安に関する技術事項についての外国からの依頼に基づく調査、研究、指導並びに情報の収集及び提供 ④品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、食品安全マネジメントシステム及び労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び登録 ⑤ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査及び消費機器に係る事故の原因等に関する分析等 ⑥高圧ガス製造事業者その他の者の安全・防災等に関する監査 				
	役員・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	会長 1人	5人	—人	162人 (嘱託32人を含む)
	非常勤	副会長 1人	6人	1人	70人 (臨時職員)
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	令和元年度比 又は 令和元年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	42億円	46億円	0.913	① 補助事業の段階的廃止 補助金収入額はなし。 ② 自主事業による自己収入の拡大等 図書の出版、セミナーの開催、ISO審査等の促進 ③ その他 委託費で経常的運営費は賄っていない。
	補助金等収入額 (①)	5億円	5億円	1	
	事業による自己収入額 (②)	37億円	41億円	0.902	
	①/②×100 (%)	13.5%	12.2%	1.107	
	経常的運営費用 (③)	23億円	23億円	1	
①/③×100 (%)	21.7%	21.7%	1		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無			無	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由			—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由			—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			—	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容			(内容) 実態的独占となっている業務： 注. 法=高圧ガス保安法、一般則=一般高圧ガス保安規則、冷凍則=冷凍保安規則、LP法=液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1. 検査関係 ・ 容器等の型式承認の試験(法第49条の23)	

(内容) 登録容器等製造業者は、その製造しようとする容器又は附属品について、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関の試験を受けることができる。

・特定設備検査(法第56条の3)
(内容) 高圧ガス製造設備のうち加熱炉、熱交換器の圧力容器等高圧ガスの爆発、その他の災害の発生を防止するため、設計検査、材料品質検査等、製造中の検査及び製造後の検査を行うことが特に必要なもの(特定設備)を製造又は輸入した者は、その製造工程毎に経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。

・特定設備基準適合証の交付(法第56条の6の14)
(内容) 登録特定設備製造業者が、その登録を受けた特定設備を製造し、当該特定設備の検査記録を提出し、特定設備基準適合証の交付を求めた場合、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関は、当該検査記録により経済産業省令で定める基準に合格していると認めるときは、基準適合証を交付しなければならない。

・冷凍装置の試験(冷凍則第64条第1号及び2号)
(内容) 冷凍能力3トン/日以上冷媒設備は、設計圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会が行う試験に合格するものであること。更に、冷凍能力20トン/日以上冷媒設備は、材料試験等又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会が行う試験に合格するものであること。

2. 調査等

・認定完成検査実施者調査(法第39条の7第1項)
(内容) 認定完成検査実施者は、自らの製造施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事を完了し、完成検査を自ら行い、その検査記録を都道府県知事に届ければ、都道府県知事が行う完成検査を受ける必要はない。認定完成検査実施者の認定は経済産業大臣が行うが(法第20条第3項第2号)、認定基準に該当するか経済産業大臣が行う検査を受ける必要がある。ただし、予め高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う調査を受け、認定基準に適合する旨の書面の交付を受け経済産業大臣への申請にこの書面を添付すれば経済産業大臣の検査を受ける必要はない。

・認定保安検査実施者調査(法第39条の7第3項)
(内容) 認定保安検査実施者は、自らの特定施設の保安検査を行い、その検査記録を都道府県知事に届ければ、都道府県知事が行う保安検査を受ける必要はない。認定保安検査実施者の認定は経済産業大臣が行うが(法第35条第1項第2号)、認定基準に該当するか経済産業大臣が行う検査を受ける必要がある。ただし、予め高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う調査を受け、認定基準に適合する旨の書面の交付を受け経済産業大臣への申請にこの書面を添付すれば経済産業大臣の検査を受ける必要はない。

・容器等製造業者の大臣登録に係る調査(法第49条の8第1項)
(内容) 容器、附属品の製造又は輸入した者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関の容器検査を受けなければならない(法第44条第1項及び第49条の2第1項)。ただし、法第49条の5(容器等製造業者の登録)第1項の登録を受けた登録容器製造業者が製造した容器又は附属品は必要はない。容器製造業者の登録を受けるためには経済産業大臣が行う検査(法第49条の5第4項)を受ける必要があるが、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う調査を受け、基準等に適合する旨の書面の交付を受け、経済産業大臣への登録申請に添付すれば、検査を受ける必要はない。

・特定設備製造業者の大臣登録に係る調査(法第56条の6の5第1項)
(内容) 特定設備の製造をする者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない(法第56条の3第1項)。ただし、法56条の6の2(特定設備製造業者の登録)の登録を受けた登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、特定設備基準適合証の交付を受けている者は、検査を受ける必要はない。登録特定設備製造業者の登録を受けるためには経済産業大臣が行う検査(法第56条の6の2第4項)を受ける必要があるが、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う調査を受け、基準等に適合する旨の書面の交付を受け、経済産業大臣への登録申請に添付すれば、検査を受ける必要はない。

・指定設備の認定(法第56条の7)
(内容) 高圧ガス製造設備のうち、公共の安全維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないもの(指定設備)の製造をする者、輸入した者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定設備認定機関が行う認定を受けることができる。

3. 講習

・義務講習(法第27条の2第7項、第27条の3第3項、LP法第19条第3項、第37条の5第4項、第38条の9)

(内容) 高圧ガス保安法では、一定規模以上の高圧ガス製造所に対して保安係員並びに保安主任者及び保安企画推進員を選任することを義務づけている。また、LP法では、LPガス販売事業者には業務主任者を、充てん事業者には充てん作業員を選任することを、並びに液化石油ガスの作業は液化石油ガス設備士が行うことを義務づけている。このために選任された者に対しては、高圧ガス保安協会又は指定講習機関等が行う一定期間毎の再講習を受けることを義務づけている。

・資格講習等(①法第31条第3項、②一般則第49条第1項第17号等、③LP法規則第36条第2項)
(内容) ①高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う講習の課程を修了した者は、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の一部を免除することができる。
②一定量以上の高圧ガスを車両で移動するときは、高圧ガス移動監視者による監視が義務づけられている。このために選任された者は、製造保安責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会の

		<p>講習を受け、検定に合格した者でなければならない。</p> <p>③LPガス供給設備等の点検を行う者は、高圧ガス保安協会、指定養成施設又は指定講習機関において、講習を修了していなければならない。</p> <p>4. 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家試験(法第31条の2、LP法第38条の6) <p>(内容) 経済産業大臣又は都道府県知事は、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者(指定試験機関)に製造保安責任者試験、販売主任者試験又は液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。</p>				
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有)・無	(内容) 高圧ガス保安法に業務範囲が規定されている。 ・業務方法書は、経済産業大臣認可 ・手数料は、政令手数料又は経済産業大臣認可、届出手数料(業務方法書に基づく認可、届出)			
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	(有)・無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	(有)・無		
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)			
		「高圧ガス保安協会手数料表」参照	(決定者) 高圧ガス保安協会会長 (決定方法) 経済産業大臣認可、届出(業務方法書に基づく認可、届出)			
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	(有)・無	収支状況のインターネットでの公表の有無	(有)・無		
	対価を伴う自主事業の有無	(有)・無	法人における純利益額	▲28百万円 (令和2年度決算の当期利益)		
(5)検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法		
	「高圧ガス保安法」並びに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る検査等については、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)、冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)、特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号)、コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)及び経済産業大臣承認の基準等により行われている。			容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)、冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)、特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号)、コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)及び経済産業大臣承認の基準等		
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・無	法人の外注金額	-		
	外注しなければならない理由	-				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) - (内容) -				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有)・無 (内容) 高圧ガス保安法第59条の26により役職員は守秘義務が課されている。 ・同法第59条の27により役職員は、刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する者とみなされている。				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有)・無 (内容) 就業規則、役職員倫理規程、コンプライアンス推進規程				
3. 機関 (1)役員(除監査役員)	役員選任規程の有無	(有)・無	左の規程がない場合、その理由	-		
	役員の数	会長:1名 副会長:1名 理事:12名以内 監事:1名	上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	役員を選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	高圧ガス保安協会定款第12条(抜粋) 1 会長及び監事は、評議員会の議決を経て、役員会において選任する。 2 副会長及び理事は、会長が任命する。				
	役員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	(有)・無	規定の内容	原則、65歳まで		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	会長	近藤 賢二	令和元年 7月1日	三菱電機株 シニアアドバイザー	内閣官房(官邸) 内閣審議官 知的財産 戦略推進事務局長	常勤
	副会長	石飛 修	平成30年 7月1日	住友化学株 代表取締役会長	住友化学株 代表取締役副会長	非常勤
	理事	久本 晃一郎	平成27年 7月1日	高圧ガス保安協会 教育事業部 部長	高圧ガス保安協会 総合企画部 部長代理	常勤
	〃	別府 義之	平成29年 7月1日	日揮株 デザインエンジニアリ ング本部 本部長スタッフ	日揮株 エンジニアリング本部 本部長スタッフ	常勤
〃	鈴木 好徳	平成30年 7月1日	高圧ガス保安協会 特別顧問	高圧ガス保安協会 理事	常勤	

	〃	前田 秀	令和2年 3月31日	高圧ガス保安協会 総合研究所長	(独)国際協力機構 理事	常勤
	〃	鈴木 洋一郎	令和2年 7月1日	高圧ガス保安協会 総合企画部長	内閣府 政策統括官付参事官	常勤
	〃	飯尾 輝延	平成26年 7月1日	千代田化工建設(株) 執行役員	千代田化工建設(株) 理事	非常勤
	〃	香川 澄	平成29年 7月1日	防衛大学校 教務部部長 兼 システム工学群機械 システム工学科 教授	防衛大学校 システム工学 群長 兼 システム工学群 機械システム工学科 教授	非常勤
	〃	今井 康夫	平成30年 7月1日	エア・ウォーター(株) 取締役副会長	エア・ウォーター(株) 代表取締役社長 兼 COO	非常勤
	〃	新留 加津昭	令和元年 7月1日	出光興産(株) 取締役 専務執行役員	昭和シェル石油(株) 常務執行役員 社長執行役員 CEO補佐	非常勤
	〃	山田 耕司	令和2年 7月1日	(株)ダイプロ 代表取締役会長	(株)ダイプロ 代表取締役社長	非常勤
	〃	有田 芳子	令和2年 7月1日	主婦連合会 会長	主婦連合会 環境部長	非常勤
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由			
—			—			
役員報酬の支給基準	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	インターネットによる公表	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法			
役員給与規程等による。			役員退職手当支給規程等による。			
役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件		
<input checked="" type="checkbox"/> ・無	役員過半数の出席			出席した役員過半数をもって決する。		
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・無	選任規程がない場合、その理由		—
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		高圧ガス保安協会定款第12条（抜粋） 1 会長及び監事は、評議員会の議決を経て、役員会において選任する。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	—			—		
	監査役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) — (理由) —	
	在任年齢に関する規定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・無	規定の内容	原則、70歳まで	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	役職名	氏名
	監事	吉田 正俊	平成26年 7月1日	(株)ジャパンガスエナジー 代表取締役社長	監事	吉田 正俊
	監査役員報酬の支給基準	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	監査役員報酬の支給基準	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法		
	役員給与規程による。			退職金はない。		
(3)社団的 性格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) — (内容) —			(有・無) — (内容) —		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
	—					
(4)評議員会 等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	事業計画・予算、業務報告・決算を評議員会で審議			<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (内容) 会員が会員の中から選挙により選任（高圧ガス保安法第59条の21 第3号の規定に基づき議長を務める会長を除く）		

	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)	3.3～5%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	高圧ガス保安法第59条の21 第3号に基づき、会長が議長を務めるため。			
	評議員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	左の規程がない場合、その理由	—	
	評議員定数	20名以上30名以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	10名	
	評議員任期	3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	3年、年数は定款で規定	
	在任年齢に関する規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	規定の内容	原則、75歳まで	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) — (理由) —				
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件	
	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	代理を含め過半数の出席		出席評議員(含む代理)の過半数	
4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	—	
(1) 会計基準の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 約37億円 (運用方法) 社債、地方債で運用			
(2) 余裕金の運用	長期借入金の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(3) 長期借入金	長期借入金の確実な返済計画の内容	—			
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)			
	24億円	(有無) 有 (理由) —			
(5) 公認会計士監査	収支決算額	42億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	—			
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	—		—	
	所在地	—		—	
	資本金	—		—	
	事業内容	—		—	
	役員の状況	—		—	
	従業員数	—		—	
	持ち株比率	—		—	
	法人との関係	—		—	
6. 情報公開	(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
	役員名簿	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	

	組合員等名簿	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	個人情報のため	
	事業報告書・附属説明書類	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	損益計算書又は収支計算書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	貸借対照表	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	監事の意見書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	事業計画書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	収支予算書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由	
		定款	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
		役員名簿	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
		組合員等名簿	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	個人情報のため	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	個人情報のため
		事業報告書・附属説明書類	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		損益計算書又は収支計算書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		貸借対照表	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		監事の意見書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		事業計画書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		収支予算書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
		名称	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		所管する部局（担当局担当課等）の名称	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		主たる事務所の所在地及び電話番号	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		設立年月日	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		代表者の職名及び氏名	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	主な目的及び事業	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由			
	役職名、氏名、就任年月日、経歴		-			

	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		—				
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由			
	—		—				
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	指導監督の実績及びその主な内容	—			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無					
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	—	指導監督の実績及びその内容	—			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	—					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	無い場合、その理由		高圧ガス保安法における検査関連制度（容器検査、附属品検査、特定設備検査）については、特定の要件を満たした事業者については自己確認できる制度に改正済み（平成8年）である。		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	所要の措置の結果の公表の有無	—
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	—		—		
法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		—	—				
その他	—	—	—				
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・ 令和2年度末において基準未適合となっているが、令和3年9月1日時点で基準適合となっている事項について、基準適合年月日を記載する。 </div> <p>以下の事項については、指導勧告基準の例外として整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の任期 (理由) 高圧ガス保安協会における評議員は、水素等の新規戦略分野、地震津波対応、技術基準作成・見直しなど中長期的な観点で審議をし、施策を実行していることから、任期を3年としている。 							